

## 令和3年度事業報告書（抄）

### 1. 新型コロナウイルス感染症に関する各種対応

(1) 自動車登録番号標交付代行業務は、行政サービスと位置づけられていることから、職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であっても、業務の継続が求められる。

このため、国土交通省との調整を踏まえ、策定した「新型コロナウイルス感染症拡大の状況下における自動車登録番号標交付事務継続体制の構築について」に基づき、自動車登録番号標交付代行業務を止めることなく適切に継続した。

また、政府から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため出勤者7割削減を実現するための要請や在宅勤務（テレワーク）等の更なる推進の依頼があったこと等を踏まえ、国土交通省とも調整した結果、希望番号による自動車のナンバープレートについて、その申込から交付開始までの期間について、延長措置を続けた。

(2) 「自動車登録番号標交付代行窓口における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」及び「自動車登録番号標及び車両番号標の製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」では、会員に対して新型コロナウイルス感染予防対策の周知を図った。

### 2. 図柄入りナンバープレートへの対応

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート及び地方版図柄入りナンバープレートの交付

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート（令和3年9月30日に申込終了）及び令和2年5月から交付が開始された17地域を含む58地域における地方版図柄入りナンバープレートについては、その交付状況を注視しつつ、円滑な交付に努めた。

(2) 新たな全国版図柄入りナンバープレートの交付等に向けた対応

新たな全国版図柄入りナンバープレートについて、国土交通省と共催でデザイン案を公募し、その中からデザインの選定を行い、図柄が決定した。その決定した図柄に対しては、品質基準に適合していることを確認するための視認性確認試験、車番読取試験、オービス読取試験及び促進耐候性試

験を実施した、

また、この図柄による全国的な需要調査を実施し、その結果を会員に情報提供した。

なお、新たな全国版図柄入りナンバープレートの交付のために必要となる希望番号システムの改修も行い、4月18日からの交付開始に向けて、3月22日から事前申込を開始した。

### 3. ナンバープレートの普及に向けた広報・調査活動

- (1) 新たな全国版図柄入りナンバープレート及び地方版図柄ナンバープレートの広報等については、年末及び年度末に東日本高速道路会社、中日本高速道路会社及び西日本高速道路会社が管理している全国の高速道路サービスエリア並びに全国200カ所以上の道の駅において、全面カラー版のポスターを掲示した他、自動車関係雑誌へ広告を掲載した。
- (2) 全標協のホームページにおいて、全国版図柄入りナンバープレート、地方版図柄入りナンバープレート、希望ナンバー制及びナンバープレートの交換・記念保存の4本の動画をアップし、ナンバープレートに関する広報活動を実施した。
- (3) トヨタ博物館クルマ文化資料室（愛知県長久手市）の「ライセンスプレート」コーナーにおいて、世界のナンバープレートや各種の図柄入りナンバープレートを展示し、ナンバープレートに関する広報活動を実施した。

### 4. 希望番号システムの業務改善の実施

- (1) 自動車O S Sによる変更登録時の自動車登録番号標交付時期猶予に係る特例措置の導入に伴い、システム的な対応が必要となる項目について希望番号システムの改修を実施し、1月4日から運用している。
- (2) 希望ナンバーの予約の有効期限の取扱いの改善に伴い、システム的な対応が必要となる項目について希望番号システムの改修を実施した。

### 5. 希望番号申込サービスヘルプデスクの運用支援等

運用に係る助言、指導及び希望番号制度に関する情報提供等を行った。

また、ヘルプデスクの運用状況等について、会員に対して情報提供を行った。

## 6. 自動車登録手続適正化の推進

「自動車登録等手続適正化推進協議会」に参画し、自動車登録手続き等に関する適正化の推進に努めた。

## 7. 個人情報の保護

会員である交付代行者の取り扱う希望番号申込者の個人情報について、認定個人情報保護団体として、個人情報保護指導委員会において決定された業務計画に基づき、苦情の処理、会員に対する情報の提供、個人情報保護指導指針の遵守指導等の充実強化に取り組んだ。

また、令和4年度の認定団体業務計画を決定するとともに、改正個人情報保護法が令和4年4月1日に施行されることから交付代行者等個人情報保護指針、認定業務実施方法書及び認定個人情報保護団体に係る苦情処理規則の改正を検討した。

## 8. 自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）等の電子化の推進に向けた対応

進捗状況を注視するとともに、関係団体とも連携し、適切な対応に努めた。